



## 第八卷

大正十二年四月一日發行

號

維新前後に於ける外國貿易に就いて(上) **应开** 

明治維新前後に於ける我國の最大問題は、 言ふ

までもなく開國卽ち外國との通商である。幕末よ

を歴史的研究の上より見れば、 ものを中軸として動いて居たのである。從つて之 り明治初年に亙る朝野の事物は、悉く此開國なる 勿論此開國に關す

る研鑚が頗る盛であつて、

笷 八 卷

研 究

維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

當時の事情も殆んご遺

觀察するに、此開國に關する從來の研究なるもの 憾なきまでに明かにされて居る。 然し仔細に之を 文學博士 石 橋 五

郎

が頗る乏しいのである。開國に至るまでの諸種の 卽ち開港後の外國貿易其物に就いては、研究調査 は、多くは政治的、外交的方面に專らにして、 開國

變等に關しては、實に微に入り細を穿つて研究せ 論議や、外交上の應接や將た之に伴ふ政治上の事

第二 號

第 八 卷 研 究 維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

ざれざも、 ぼせし影響等に關しては、予の寡聞なるやも知ら 實際は如何なりしか、又之が我國の國家社會に及 られて居るが、 其研究の寥々たるは寧ろ不思議な位で 斯くして開港せられし後の貿易の

貨問題が稍多く論議せられて居るに過ぎぬやうで 偶ありとしても甚だ粗略にして、 經濟史中此の問題に觸れて居るものは甚だ少なく ある。旣に刊行せられたる日本商業史若くは日本 唯貿易に伴ふ通

の理 易に關しては、 此現象は如何なる事由に基くものなるか、 山 もあるべ 其實際を徵すべき纒りたる内國の けれごも、 其一は此幕末 の外國貿 種 K

ある。

ઢ ある。 は開港場の商 史料が比較的乏しいことも與つて力あることゝ思 蓋し幕末に於て外國貿易の實際に關與せし人 されば當時の外國貿易の正確なる資料は此 人の外、 神奈川·長崎·箱館 の奉行で

等の人々によりて傳へられねばならざるに、商人

狀態なれば此等の奉行によりて殘されし資料は槪 交迭は殆んご敷ヶ月毎に行はれて居る。 場の奉行なるものは一般に其交迭頗る頻繁にして 側よりは到底多くの資料を望む能はず、 ね幕府若くは外國人との往復文書のみであつて、 太田久好著「横濱沿革誌」に據るに、 神奈川 斯の如 他 方開港 奉行

0

七卷には、共に外國通商の項あるも、 る諸法令のみにて、 れし大職省編纂の「日本財政經濟資料」第三卷・第 貿易の狀況を正寫せるものは 貿易に關す

やうである。近時瀧本博士の手によりて刊行せら 外國貿易の組織的報告若くは記述は甚だ稀である

ないのである。

於ける運上所の作成せるものは不確實不精密にし は斷片的であつて、 後と雖も明治五年頃迄は、 以上は慕末の史料に關するものであるが、 貿易統計の如きも各 外國貿易に關する資料 開港場に 維新

て、十分に参考とするに足らぬのである。是は言

百事草創に屬し、税關事務も不整頓なりしかば、 ふ迄もなく當時維新の騒亂を去ること遠からず、

亦止むを得ざりしことゝ思ふ。 **茲に於て自分は此幕末及び維新直後の外國貿易** 

を、研究するには、寧ろ專ら外國の資料に據る事 の便利にして、而かも比較的正確なるべしと考へ

此時代に於て我國に駐在せし英米の領事公使等の

報告を蒐集した其重なるものは英國に在りては

Commercial Reports from Her Majesty's

Consuls in Japan.

Reports by Her Majesty's Secretaries of

Embassy and Legation on the Manufactures,

にして、即ち所謂青書(Blue Books) である。米國

Commerce & c

の分は

Diplomatic Correspondence.

Commercial Relations

U.S. Papars Relating to the Foreign Relations of

であつて英米とも横濱開港後殆んご各年に亙つて

外の史料を參酌し聊か研究した結果が本編である

居る。仍つて此等を主たる參考書となし、

他に内

鎖國時代にして、唯長崎に於て蘭人・支那・朝鮮の たるより、安政の初年に至る二百餘年間は、 寛永十三年德川家光が我商舶の異國渡海を禁じ 所謂

貿易なるも、現今の意義とは大に其性質を異にし である。然しながら此間の貿易なるものは、名は 商民に對してのみ互市を許せしことは人の知る所

て居つた。卽ち、

其取引すべき物産を制限せしのみならず、 の額をも定め、 (一)貿易は嚴重なる制限貿易であつて、慕府は 而かも正徳五年以後は漸々其額 年々

研 究 維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

銷 八 卷

筇 = 號

第 八 忩 研 究 維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

を減じ、 以て慕末に及んだのである

評價し、之に相當する國産を與ふるにありて、 非ず、彼の輸入し來れる物資に對し、我は勝手に (二)取引の方法は敢て貨幣の媒介によるものに

種の物々交換に過ぎなかつたのである。

たと言つてよいのである。然るにペルリ來航以後 此二大特色は略長崎貿易に一貫せる制度であつ

月和蘭と結びたる「追加條約」第五條に於て、 幕府は諸外國と諸種の條約を締結し、安政四年八 從來

ば、 所謂自由の貿易の筈であるが、然し其跡より見れ 共に凾館を加へ、此三港にて行はれたる貿易は、 貨幣を媒介として貿易し、彼我の貨幣の流用を認 めたのである。故に安政六年神奈川・長崎の開港と 年六月米國と結べる「亞米利加條約」第五條に於て の制限貿易制を撤廢することを約し、 長崎に於て二百餘年間馴致せられたる二大特 又翌安政五

色が慕末の貿易に在りても其現はれ方は異なれぎ

横濱以下の諸港が開かるゝや、

幕府は諸外國と

かれたる胡蘆なりと云ふことが出來るのである。 る朝野の貿易に對する偏見若くは無識に依りて畵 崎に於ける唐蘭貿易の制度乃至之が爲め養は 不利ならしめたことを認むるのである。極端に言 も、依然として大なる影響を與へ、我國をして大に へば幕末に於ける我國の外國貿易なるものは、長

tz

今其次第を次に述べよう。

る。 與へて、我國民は久しく之が爲めに苦んだのであ である。 を抑壓し、 輸出に對しては可なり嚴重に行は 制限なるものは殆んど今日の經濟思想と相反して 依然として制限貿易であることである。 きて、最も濃く彩けられて居ることは、 安政六年神奈川開港以後の我國貿易の狀況に 而して此事が不測の大害を明治維 輸入に對しては寧ろ寬容であつたこと n 成るべく之 而かも其 其貿易が 新後迄 つ

或 に積 大輸出品た 腰々幕府 約に遠反せるものなりとして公使に訴へ、公使は の外商或は め 種 るものあり、 唯外國船舶所 た。又煎海鼠・乾鮑・鱶鰭・石炭等を御手捌品と稱 麥等は條約により其輸出を禁じ、或は制限を設 にて輸出品 を充し其餘を輸出せしめたのである。 奈川に積出す前に一旦江戸へ積廻し、 しての輸出を許さなかつた。此他江戸廻品と稱す 領事 んとしたのである。茲に於て橫濱以下諸港在 K 來 の手段により貿易に干渉し、 ゥ る量少なく、 に抗議したのである。 る生絲が、 領事等は大に之に苦み、中には是れ ン の制限を試みた。即ち武具・金銀・銅・米 雑穀・水油・蠟・吳服・絲(生絲)等は神 チ 用の分丈を賣り、 J. ス ダ 元治元年十月神奈川駐在 江戸廻品たるが故に神奈川 I が公使 殊に當時我國 之を一般貿易品 オ 輸出を少からし ì jν 即ち幕府は 府内の需要 = ッ ク Ĺ の英 0 報 最 條 留 خح H pondence ong)貿易が再び日本に出現するものにして由 インも亦本國へ報告して居る (Diplomatic る下關砲撃の效果の一 遂に之を止めしめたと報告 き大事なりとし、蘭國公使と協力して幕府 列國が曩に淸國に於て苦楚を甞めたる公行 獨占せしめんこせしこ云ひ、 人より成る江戸の商人の組合に命じて生絲貿易を するの企ありしが如く、 オー 時幕府には更に進んで生絲の專賣制度を施さんと 國外務大臣ラッ の束縛が可なり手嚴しかつた事が窺はれる。 奈川市場に現はれなかつたと云ふ事であ 八六四年度)。略同樣の事を米國の公使プ jν コツ 1815)。然し是よ ク公使が b jν 領事 卿に呈せし書翰に據るに、 なりと附言して居る 即ち幕府は十人乃至十五 の此の報告に添えて、 り後と雖も當分幕府は Ę 此の如 是れ同 h 年行 ば是れ る。 Corres-ルコー に迫り は (Coh-ー々し 歐米 加之 れた 慕

鍄

八

卷

研

究

維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

绾

\_

號

Ŧî.

() 八七)

自

山山に

貿易をなす主義を認めながら、

種

々の名義

告せし所によるに、

當時三ヶ月間生絲

は

俵

も神

府

本

八 彸 研 究

第

六

生絲貿易牽制の手を緩めなかつたのである。

絲の外煎海鼠・乾鮑・鱶鰭等の所謂俵物が御

商等の大に苦痛とした所であつて、殊に凾館 捌品でして自由 く殆んご此等の水産物のみが輸出品たる港に於て の輸出をなし得ざりし事 は 亦外 の如 手

は、假伶開港せられても貿易の實なく、元治頃迄

の函館駐在

の英國領事の報告には、函館奉行は徒

然の餘 りと記して居る。 り僅 かに一 從つて之に就ても英公使等は屢 週一度奉行所に現はるゝの みなな

々其制限撤廢方を幕府に迫つたのである。 要するに神奈川開港以後六七年間は、幕府が

大

八六五年度)

であつて、民間には其抑壓の下に各港共盛に密貿 して抗議すると云ふことが、外交上の重なる仕事 に輸出貿易を抑壓し、外國の公使・領事等は之に對

0 輸送し來り、之を輸出したるが、幕府は津輕海峽 易が行はれ 如 く俵物は制限品なるが故に、 ŤZ のであつた。 殊に凾館 生絲を本州 の 如 きは より 前 記

> 云ふ。 に於て之を扼し、 自由に函館へ送らしめざりしと

されば慶應元年同港の英領事ヴァイスの報

銅を賣る」で記したるは(青書一八六五年度)、假令 ひ、又「税關更は夜陰外人の家に來りて禁制品た よれば、「函館の全貿易は殆んご密貿易なり」と云 る

に足ると思ふ。同樣の事を同年の長崎駐在の英領 多少の誇張あつたとは云へ、稍當時の事情を窺ふ

外別に約五割の密貿易あり」と云つて居る。 事ガワーも報じ、英公使バークスは之により本國 へ「長崎の貿易額は官府に届け出でらるゝものゝ (靑書

れば笑ふべき處置に出でたるは、幕末に於ける蠶 幕府の此制限に就いて、今日の經濟思想より見

暦一八五〇年(嘉永三年)頃より蠶病の流行 **卵紙輸出の件である。是より先き歐洲** にては、西 あり、

文久元治の交は佛伊の蠶業は殆んご全滅の悲運に

紙を輸入し、 際會せしかば、彼等諸國は先づ印度・支那より蠶卵 飼育したるも、失敗に終りたり。 仍 貿易品に非ずと稱し、 て神奈川在留の外國領事等は頻りに神奈川奉行に 之を許可せんことを要請し、 殿に輸出を禁じた。 奉行等は慕 茲に於

て寄贈せしが如く、外務省引繼古文書 本邦の蠶卵紙を輸入せし頃は、 候に馴化し發育することが出來た。 りて更に我國のものを輸入せしに、 幕府より好意を以 能く彼地の氣 彼等が初 (東京大學 め Ź 迫り、 解禁意見を幕府に進言した。其一節に曰く、 神奈川奉行土 岐大隅守・白石下總守は 蠶卵紙輸 との間に立ちて非常の苦境に陷り、

元治元年八月

府

月幕府は佛蘭西公使の乞により蠶卵紙二十枚を寄 行と外國奉行と應答の文に據れば、文久元年十一 史料編纂掛所藏)文外三亥八月十五日附御勘定奉

事)の爲めに三枚を贈ることを記して居る「「蠶史」 贈し、又此の文久三年神奈川駐在孛漏生岡士 **(領** 

でたるを傳へて居る。

何

れにしても我蠶卵紙は、歐洲に於て完全に飼

には別に貿易(密貿易か)により早く旣に彼地に出

我に嚮ひ、 育せらるゝに至りしかば、歐洲の需要翕然として 内外商は之を輸出せんとしたが、 慕府

> 彼方望みに任せ蠶卵紙御渡し相成候方、 生絲 輸

するに至りては驚くべきことゝ言はねばならぬ。 が全く反對なる經濟思想を有し、 出を禁ずべしとするにあるに、 絲輸出を減ずるの虞あるが故に、 とあり、今日の經濟思想を以てすれば、製品たる生 出高減じ候一廉に 年史所載文書) も可相成云々、(横演開港五十 當時の神奈川 之を幕府に進言 寧ろ蠶卵紙 奉行 の輸

堪えず、 斯く幕府が我國産の輸出に制限を加へたるは如 途に之を許したのである。

绑

號

-tz

(二八九)

而かも幕府は其進言に聽き、

他方諸外國

0)

歴追に

維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

主義に因りて蠶卵紙は生絲の元にして

研 统

绑 八 卷 は例

の制限

筄 八 卷

研 筅

が為め出來得る丈貿易を抑壓したものであるが、 開國に對する朝野の反對あり、 何なる理由に基くもの なりやと云ふに、 之が鋭鋒を避けん 一は當時

想に出でたるものである。 其の最大原因は長崎以來養はれたる國産保護の思 然し之を我と異なれる經濟觀を有せる外人より

見れば、何故に日本が其國益となるべき輸出に束

解し、 (モノポリー 彼等は幕府の輸出制限を以て、幕府が貿易の獨占 縛を加ふるや了解に苦しみし處であつて、仍りて 國内の動搖も畢竟之に對する諸侯國民の不 )を以て利益を壟斷せん が爲めなりと

公使アール 平に基くとした。「開國起源」卷下に掲げたる英國 コックの意見書に日

するは甚正理に違へり、 極て困難の人民多くして、 其關預せざる人民其利に沾被することを得ず、 (上略) 交易の上に付て政府甚禁限を加 五ヶ年以來唯大君の港 獨り己れ富利を專に ふれば、

1865 part 3 No. 21)

官港に來る、 を開き一人の利とな に至らざるべし。(下略 る事あらば、決して今の如く人心動搖怨訾する り甞るを得ず、諸侯各封所産綿蠟茶油の類自ら 官の手を經ずして交易し其利を得 Ľ 餘所の民人其甘滋を與

ならんかっ 記事より見れば恐くは文久三年乃至元治元年の頃 にしてアールコックに非ず、文中開港以來五年の も之れ恐くは誤ならん。當時の英公使はパークス どあり、 此文「開國起源」慶應二年の條下に載する

ンも本國に報告して居る。彼は曰く、 予の外しく抱持せる意見に據れば、 之と略同様の事を慶應元年米國公使ブリュ 起せらる ゝなり。 るゝ貿易上の利益に均霑せんとする煩悶より惹 騒亂は大名等が現時大君に (Diplomatic Correspondence よりて全く獨占せら 帝國 國 内の ì イ

尤も彼等と雖も輸出制限の他の理由をも認めざり しには非ざれざも、 寧ろ此 の最後の理 由に重きを

置きしものゝ如くであ

る

ば び、 後に 漸次 得るに至つた。 は百四十萬枚、 は七十五萬枚、 常なる高に上り、 蠶卵紙の自由輸出を許せしことは、 鱶鰭等に關する禁令を解き、 も許されたり、 斯くして東縛せられたる輸出も幕末に及 數年前僅かに數枚の輸出を惜みたるに比すれ 非常なる差異なる は産地に於て檢査を受け直接横濱市場へ送り 其 **蠶卵紙其自身は幕末より明治初年に亙り非** 制 限を撤廢せられ、 唯幕府が神奈川奉行 生絲も初めは悉く江戸廻なりし 同三年には百三十萬枚の多きに及 明治元年には二百萬枚、 横濱の輸出丈にても慶應三年に ŧ, 慶應元年煎海鼠・乾鮑 是れ明に濫出に 同年亦蠶 大なる失敗に の進言に聴き 「卵紙の輸出 同二年に して、 んでは が

> らしめ、 M 我生絲貿易を一時大に阻止するの結 かも佛伊の蠶業は之によりて恢復 した

るが ても明かに保護關稅で、 最低五分普通商品二割となした、 於て輸出入稅率を定 奈川長崎等を開くに當り、 夫より生じたる影響に就いて述べ となつたのである。 スと結びたる亞米利加條約添冊貿易章程第七則に 次に幕末に於て輸 放に、 め 入貿易は寧ろ寬容なりしこと 輸入防遏の性質を有して 輸 安政五年米國使節 入税率は最高三割 んに、 是は當時に 幕府は 在 五分 y 前

四 關 かゞ 自分は此他に、 ベ ス 1六年來 るを以て、 斯く高率の輸 の数ゆるまゝに斯く定め 税率の影響であると思 ウォ 諸書多くはハリ jν 力 寧ろ當時米國に於て行は 入税を幕府 の 關 稅 ઢે に教 js. 改革以來、 蓋し米國 スの厚意に歸する ものである。  $\sim$ て通商 輸 は 西 條 入税は輕 れ居たる 唇 約 ۱, リス を結

居る。然し之は幕府の自發的のものでなく、

ハリ

為め明治二年頃より 翁 內地生絲 維新前後に於ける外國貿易に就いて(上) の品質を粗悪

八 卷 Ħ 兆 之が

な

翁 號

Ĭ

九

は安政四年八月に

縮結

せ

る

和蘭追

加條約以下の諸

0

第 八 卷

研

窕

減せられしとは云 れば頗る高く、平均從價二割五分一般貨物は從價 <u>^</u> 其稅率歐洲諸國 の夫に比 3

二割にして、恰もハリスが我國に敎へたる稅率で

ある。(一八五七年三月米國は更に低減して平均從

税率を高めて保護色彩を帶ばしめたものと思ふ。 强要せしも、本國關稅率の手前上範を本國に取り 價二割となつた) ۷۲ リス我國に通商條 約の締 結 を

然し當時の幕府は此關稅の重課を以て內地產業保

護に在 るの理を了解せず、 輸入に對しては寧ろ 111

下總守等が英京に於て所謂倫敦約定を結び、輸入 頓着のやうであつた。茲を以て文久二年五月竹內

なる影響を興ふるやに就いて、 税を凡て五分に輕減せし時、 恐くは之が將來如 到底今日の爲政者 何

し寛容なりしことが、

後年非常なる大害を國民經

對

が考ふる如く重大とは考へざりしことゝ思ふ。

約を以て禁制せしは僅かに阿片のみにして、 對しては最初より自由であつて、 兎に角幕府は輸出を束縛せしに反して、輸入に 輸入品に就き條 武器

> せるも、 國との條約にて、唯政府のみ輸入するを得と規定 安政六年己未六月二十日附の達には、

各國舶來の武具類開港場へ見本爲指出置候間

とあり、殆んご無制限である。其他に於て輸入の 萬石以上以下諸家陪臣に至る迄買請候儀不苦候 舊政府御達留四十、 日本財政經濟資料第七卷)

の外種 ある。 遙かに便なりと云つて居る。然し幕府が輸入に ては入國後殆んご課税せられず、支那貿易より 禁制品はなく、 又英領事等の報告に従へば、 々の名義にて課税をなすも、 輸出の束縛に比すれば頗る寬容 輸入品 幕府 は 輸出 に對 Ũ 稅 ۳.

響を明治末期迄及ぼして居る。否其影響は條 濟生活の上に齎し、 殊に關稅率輕減の件は 我國 其 約 影

迄は寧ろ重要輸出品であつたが、 結後幾もなくして現はれ、 の棉花は文外年間 慕末に及んでは

旣に支那より輸入せらるゝに至つた。是元より曩 に我棉花の輸出せられしは、 米國南北戰爭の為め

其の價格の騰貴せるに因る一時の現象なりとは云

て居る。 に在ることは事實であつて、當時の英領事も認め へ、外國棉花の輸入が倫敦約定に基く關稅の低下

末に於て我國へ輸入せしものは日用必需のものよ 入税が原料より精製品に至るまで一率に五分であ つたことが、精製品の輸入を促進し、之が爲め幕 又之を一般商品の上より見れば、 慕末に於て輸

> りは寧ろ當時に在りては奢侈品貴重品に多からし 寧ろ上流若くは武士階級であつたのである。 從つて其の恩惠を蒙りしものは一般民衆より

め

は 却つて幸福なりし點も存するも、 である。尤も之に伴ふ利益もあり、當時の國情上 達の道程上に、 比較的自由に行はれ、 助長すべき輸出が束縛せられ、 之を要するに幕末に於ける外國貿易なるものは 一大障碍の横つたことを信ずるの 之が為め我國民經濟生活發 制限すべき輸入が

## 餇 劍 銅 鉾 就 7

梅

原

末

治

ることゝする。

是等は後に考ふ

銅劍銅 鉾の特殊の分布狀態が其の全般の性質を 五

绑

八

卷

研 究

銅劍銅鉾に就いて

鍄 = 號

二九三

嚮に銅鐸に關する調査を試みた際に、 この點に於いて銅鐸と頗る相似た處が 考査する上に重要な基徴をなすのは著し 鐸の形式の ある。 い事實で 私は